

平成30年生駒市教育委員会

第8回定例会 議案

平成30年8月27日

生駒市教育委員会

平成30年生駒市教育委員会(第8回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第13号	臨時代理につき承認を求めることについて(平成30年生駒市議会第5回(8月)臨時会提出議案の意見について)	1
報告第14号	平成30年生駒市議会第5回(8月)臨時会提出議案の結果について	5
報告第15号	平成30年度全国及び奈良県学力・学習状況調査の結果について	6
議案第15号	平成30年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について	7
議案第20号	平成30年生駒市議会第6回(9月)定例会提出議案の意見について	8

報告第13号

臨時代理につき承認を求めることについて

(平成30年生駒市議会第5回(8月)臨時会提出議案の意見について)

平成30年生駒市議会第5回(8月)臨時会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、臨時に代理したから、これを報告し、承認を求める。

平成30年8月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・平成30年度生駒市一般会計補正予算(第2回)



議案第 52 号

平成30年度生駒市一般会計補正予算（第2回）

平成30年度生駒市の一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月22日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費		4,082,356	0	4,082,356
	2 小学校費	456,281	8,824	465,105
	3 中学校費	305,144	-17,436	287,708
	4 幼稚園費	747,081	8,612	755,693
歳 出 合 計		35,789,990	0	35,789,990

歳 出 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	特定地方債	その他			
1 学校管理費	352,717	-11,750	340,967			-11,750	18 備品購入費	-11,750 情報教育用備品	
3 小学校施設整備費	14,892	20,574	35,466			20,574	13 委託料	20,574 小学校エアコン整備設計委託料	
計	456,281	8,824	465,105			8,824			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	特定地方債	その他			
1 学校管理費	194,574	-4,772	189,802			-4,772	18 備品購入費	-4,772 情報教育用備品	
3 中学校施設整備費	44,489	-12,664	31,825			-12,664	13 委託料	-12,664 中学校エアコン整備及びトイレ改修設計委託料	
計	305,144	-17,436	287,708			-17,436			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	特定地方債	その他			
2 幼稚園施設整備費	52,343	8,612	60,955			8,612	13 委託料	8,612 幼稚園エアコン整備設計委託料	
計	747,081	8,612	755,693			8,612			

[単位 千円]

報告第 1 4 号

平成 3 0 年生駒市議会第 5 回（8 月）臨時会提出議案の結果について

平成 3 0 年生駒市議会第 5 回（8 月）臨時会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 1 号の規定により、次のとおり報告する。

平成 3 0 年 8 月 2 7 日 提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・平成 3 0 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

【審議経過】

平成 3 0 年 8 月 2 2 日 開会

平成 3 0 年 8 月 2 2 日 予算委員会（市民文教分科会）

平成 3 0 年 8 月 2 2 日 再開

【結果】

原案のとおり可決

報告第 15 号

平成 30 年度全国及び奈良県学力・学習状況調査の結果について

平成 30 年度全国及び奈良県学力・学習状況調査の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 5 号の規定により、別冊のとおり報告する。

平成 30 年 8 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 15 号

平成 30 年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づき、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 5 号の規定により、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 8 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 20 号

平成 30 年生駒市議会第 6 回（9 月）定例会提出議案の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成 30 年 8 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・ 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について



議案第 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

上記の議案を提出する。

平成30年9月4日

生駒市長 小紫 雅史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年12月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に、「第16条」を「第
16条第1項」に改める。

第6条中「第17条第1項から第3項まで」の次に「並びに附則第3条」を加
え、同条第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条
に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が
著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認
めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞ
れの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じない

ようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
第16条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー疾患、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第45条中「第6条第1号及び第2号」を「第6条第1項第1号及び第2号」に改める。

附則第2条中「者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。